令和８年度

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画

令和８年３月

京極町

第１章　令和８年度　京極町ごみ処理実施計画

１　計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定により、令和８年度一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理実施計画）を定める。

２　計画の範囲と期間

（１）実施計画の範囲

本一般廃棄物処理実施計画における計画対象区域は、本町の全域とする。

（２）計画期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日

３　一般廃棄物の排出の状況（令和７年度実績）

種類			排出量
一般廃棄物	可燃ごみ		312t
	不燃ごみ		75t
	粗大ごみ		17t
	生ごみ		145t
	小計		549t
	資源ごみ	プラスチック（ペットボトル除く）	46t
		缶	12t
		ビン	22t
		ペットボトル	14t
		紙類	93t
		小計	187t
	計		736t

４　一般廃棄物の処理主体

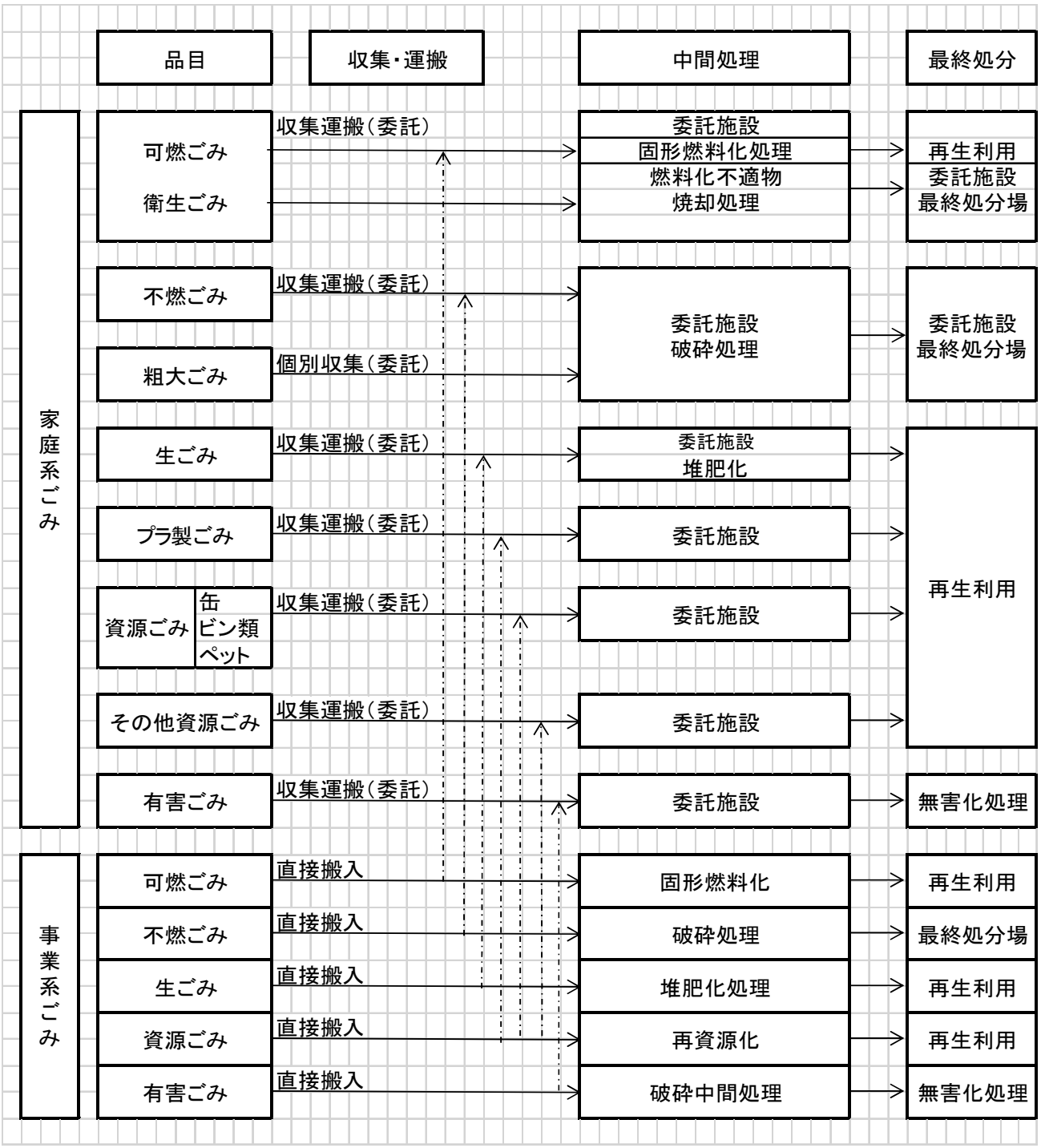

※委託施設で行うの焼却処理は衛生ごみのほか、一部一般廃棄物についても搬入量に応じて行う。

５　処理計画

（１）　ごみの排出抑制の方法

事業名	事業内容
減量意識の啓発	広報誌や町ホームページを活用し、ごみ減量意識の啓発に努める。
生ごみ処理容器等の普及促進	排出前段階での減量を目的として、生ごみ堆肥化容器や電動生ごみ処理機の購入者への支援を行い、家庭からの生ごみの減量化を促進する。
リサイクルの推進	容器包装廃棄物の資源化を推進するため、分別排出ルールの啓発を行う。 また、新聞、雑誌、ミックスペーパー等は、今後も分別回収を継続する。 小型家電についても、少なくとも年に１回は回収を行い、リサイクルの推進を目指す。

（２）　収集運搬する廃棄物の量の見込

区分・種別	見込量
可燃ごみ	315t
不燃ごみ	71t
粗大ごみ	13t
生ごみ	144t
プラごみ	51t
缶・ビン・ペット	50t
ミックスペーパー	4t
その他資源ごみ	98t
有害ごみ	1t

（３）　収集運搬

①　家庭系ごみ

家庭系ごみの分別区分及び収集・運搬方式並びに収集・運搬主体は次のとおりとする。

種類	分別区分	収集 回数	収集･運搬方式	収集･運搬主体	中間処理施設
可燃ごみ	可燃ごみ	週1回	ごみステーション方式	町（委託）	民間施設
	衛生ごみ				
不燃ごみ	不燃ごみ	月2回	ごみステーション方式	町（委託）	民間施設
粗大	粗大（大型）ごみ	月2回	戸別収集	町（委託）	民間施設
生ごみ	生ごみ	週3回	ごみステーション方式	町（委託）	民間施設
資源ごみ	プラスチックごみ	週1回	ごみステーション方式	町（委託）	民間施設
	アルミ･スチール缶				
	びん				
	ペットボトル				
	紙パック				
	段ボール				
	発砲スチロール				
	新聞･チラシ				
	本･雑誌				
	紙製容器包装				
	ミックスペーパー	月2回			
危険ごみ	蛍光管 電球	随時	回収箱に自ら搬入	町（委託）排出者	民間施設
	乾電池				

②　事業系ごみ

事業系ごみは、自ら又は許可業者へ依頼して収集運搬することを基本とし、分別区分に従いかつ家庭系ごみの処理に支障がないと認めるときは、家庭系ごみに準じて収集運搬することとする。

（４） ごみの排出方法

種類	分別区分	排出方法
可燃ごみ	可燃ごみ	専用袋（青色）に入れてごみステーションへ排出
	衛生ごみ	
不燃ごみ	不燃ごみ	専用袋（赤色）に入れてごみステーションへ排出
粗大	粗大（大型）ごみ	ごみ処理券を貼付して自宅前に排出
生ごみ	生ごみ	指定専用袋（茶色）に入れてごみステーションへ排出
資源ごみ	プラスチックごみ	専用袋（紫色）もしくは透明、半透明の袋に入れてごみステーションへ排出
	アルミ・スチール缶	専用袋（緑色）もしくは透明、半透明の袋に入れてごみステーションへ排出
	びん	
	ペットボトル	
	紙パック	ひもで十文字に結びごみステーションへ排出
	段ボール	
	新聞・チラシ	
	本・雑誌	
	紙製容器包装	
	ミックスペーパー	白地の紙袋に入れてごみステーションへ排出
危険ごみ	蛍光管 電球	回収箱に排出
	乾電池	

（５）収集時間及び収集日

収集当日午前８時３０分までにごみステーションに出すこととする。
収集区域は、次の収集区域図及び区分表により区分し、収集日を定める。

①　区分表

	A地区						
区分	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	ビン・ 缶・ ペットボトル	紙パック・ 紙製容器・ 段ボール・ 雑誌・新聞	プラスチック	ミックスペーパー
曜日	木曜日	第１・３ 火曜日	月曜日 水曜日 金曜日	水曜日	金曜日	月曜日	第２・４ 火曜日
回数	週１回	月２回	週３回	週１回			月２回

②　区分表

	B地区						
区分	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	ビン・ 缶・ ペットボトル	紙パック・ 紙製容器・ 段ボール・ 雑誌・新聞	プラスチック	ミックスペーパー
曜日	木曜日	第２・４ 火曜日	月曜日 水曜日 金曜日	水曜日	金曜日	月曜日	第２・４ 火曜日
回数	週１回	月２回	週３回	週１回			月２回

（６）町では収集しないごみ

① 排出禁止物等

ごみを収集・運搬・処理する際、機器や設備に著しい汚損、損壊するなどの、適正に処理が出来なくなるものを指定している。

ア）危険性、引火性のあるもの

イ）有害性のあるもの

ウ）処理施設の機能を損なうおそれのあるもの

エ）その他、ア）からウ）以外の処理が困難なもの

② 町では収集しないごみ

分　　類	ごみの種類	処分方法等の適用
家電リサイクル法（対象機器）	テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店など取扱店
資源有効利用促進法（指定再資源化製品）	パソコン 小型二次電池（充電式電池）	販売店など取扱店 専用ﾘｻｲｸﾙﾎﾞｯｸｽ
自動車リサイクル法	自動車	販売店など取扱店
特別管理一般廃棄物	注射針等感染性のおそれのあるもの、家電等に含むＰＣＢ使用部品、特定の施設からの煤塵	病院等 専門機関など
危険性、引火性、有害性があるもの	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、ガソリン、灯油、ベンジン、劇薬等	販売店など取扱店
一般廃棄物の広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物のうち右欄に掲げるもの	二輪車（バイク）、携帯電話、ＦＲＰ船、ＰＣプリンター用インクカートリッジ、火薬類	販売店など取扱店 専門機関
適正処理困難物	タイヤ	販売店など取扱店 許可業者
大量のごみ、事業系ごみ（大量：総重量100kg以上または軽トラック１台に積めない量）	土砂、灰、石、コンクリートブロック、倒木、剪定木、家屋解体廃材、ドラム缶、屋外用灯油タンク（個人以外）、農機具（取扱店等が引受したものは町で処分しない）	販売店など取扱店 許可業者
動物の死体等右欄に掲げるもの	化製場に関する法律第１条に定める「獣畜」（牛・馬・豚・めん羊・山羊）、犬、猫、狐、狸等	専門機関など

（７）事業系ごみの処理体制

事業系ごみの収集・運搬・処分は、事業者の自己責任において適正に処理することを基本とする。そのため、自ら処理または許可業者へ依頼による収集・運搬・処分を基本とする。事業者は３Ｒの推進など環境に配慮した事業活動を行い、法令を遵守し、廃棄物の適正な循環利用及び処分への取り組みに努めるものとする。

ただし、家庭系ごみの処理に支障がないと認めるときは、家庭系ごみに準じて排出することができることとする。今後は新規事業者及び既存事業者に対して基本処理への理解と協力を求めていく。

（８）使用済小型電子機器の処理体制

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布に伴い、町による適正処理の取り組みをすすめる。収集方法等を適宜検討し、リサイクル率の向上を促進する。

（９）ごみの排出容器（指定専用袋）について

京極町は、平成 15 年 4 月からごみ処理手数料の有料化を実施している。次のごみをステーションに排出する場合は、指定された専用袋に入れることとする。

ごみの種類	排出容器	容　積	料　　金
可燃ごみ	青色の専用袋	20 ﾘｯﾄﾙ	40 円（１組 10 枚 400 円）
		30 ﾘｯﾄﾙ	60 円（１組 10 枚 600 円）
		40 ﾘｯﾄﾙ	80 円（１組 10 枚 800 円）
不燃ごみ	赤色の専用袋	20 ﾘｯﾄﾙ	40 円（１組 10 枚 400 円）
		30 ﾘｯﾄﾙ	60 円（１組 10 枚 600 円）
		40 ﾘｯﾄﾙ	80 円（１組 10 枚 800 円）
生ごみ	茶色の専用袋	５ ﾘｯﾄﾙ	30 円（１組 10 枚 300 円）
		10 ﾘｯﾄﾙ	40 円（１組 10 枚 400 円）
		20 ﾘｯﾄﾙ	60 円（１組 10 枚 600 円）

（１０）京極町一般廃棄物最終処分場の概要

項　　目			内　　容
対　象　ご　み			焼却灰・不燃ごみ
処　分　主　体			京極町
施　設　名　称			京極町一般廃棄物最終処分場
施　設　所　管			京極町
所　　在　　地			京極町字脇方952番1
竣　　工			平成１４年１１月２０日
埋　立　面　積			３，５００㎡
埋　立　容　量			７，９００㎥（１５年）
遮　　水　　工			高密度ポリエチレンシート
埋　立　構　造			準好気性埋立
侵出液処理施設	処理方法		生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌
	処理能力		25㎥/日
	建物面積構造		64.900㎡（地上1階・鉄筋コンクリート）
	設計水質	ＰＨ	6.5　～　8.5
		ＢＯＤ	10 mg/ﾘｯﾄﾙ以下
		ＳＳ	10 mg/ﾘｯﾄﾙ以下
		大腸菌群数	3，000個/ｃｃ
供　　用			平成１４年１２月供用開始
附　属　施　設			車庫（ﾄﾗｯｸ・ｼｮﾍﾞﾙ・ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ用）　　160㎡

（１１）民間処理施設の概要

施　設　名	所　在　地	主な処理種類
ニセコ運輸有限会社 琴平リサイクルセンター 峠下リサイクルセンター	虻田郡倶知安町字峠下 虻田郡倶知安町字琴平 倶知安町字峠下	生ごみ、伐根伐開物、可燃、不燃、資源（プラ）、粗大
株式会社丸協建設林業	虻田郡喜茂別町字喜茂別 120 番地 5	資源（ビン・缶・ペットボトル）
コアレックス道栄株式会社	虻田郡倶知安町字比羅夫 283 番地	ミックスペーパー
京極環境クリーン有限会社	虻田郡京極町字三崎 77 番地 75	資源（ミックスペーパーを除く紙類）
野村興産株式会社	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1	乾電池、蛍光灯

第２章　令和８年度　京極町生活排水処理実施計画

１　趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、令和８年度における生活排水の処理に関する実施計画を定める。

２　一般廃棄物処理の基本的事項

（１）処理区域　　京極町全域

（２）計画期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日

（３）処理対象　　し尿、浄化槽汚泥

３　処理計画

（１）生活排水処理計画

（単位：人）

項目		令和７年度 実績	令和８年度 見込
水洗化・生活雑排水処理人口		2,476	2,464
	公共下水道水洗化	2,088	2,078
	合併浄化槽	388	386
未水洗化・生活雑排水未処理人口		247	245
	単独浄化槽	106	105
	し尿くみ取り	141	140

（２）生活排水の処理主体

処理施設	区分	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	京極町（京極町下水終末処理場）
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	各設置者（個人等）
単独処理浄化槽	し尿	各設置者（個人等）
し尿処理場	し尿・浄化槽汚泥	羊蹄山麓環境衛生組合（羊蹄衛生センター）
最終処分場	し尿処理場から排出される焼却灰	各構成町村の最終処分場（倶知安町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町）

（３）生活排水の処理体系

本町における生活排水の処理体系は、次の図のとおり。

公共下水道及び合併処理浄化槽に接続している家屋の生活排水は、処理し放流されている。単独処理浄化槽及び汲取り便所の家屋から排出される生活雑排水は、未処理のまま放流されている。し尿及び浄化槽汚泥は、羊蹄衛生センターで処理し、処理水を放流している。

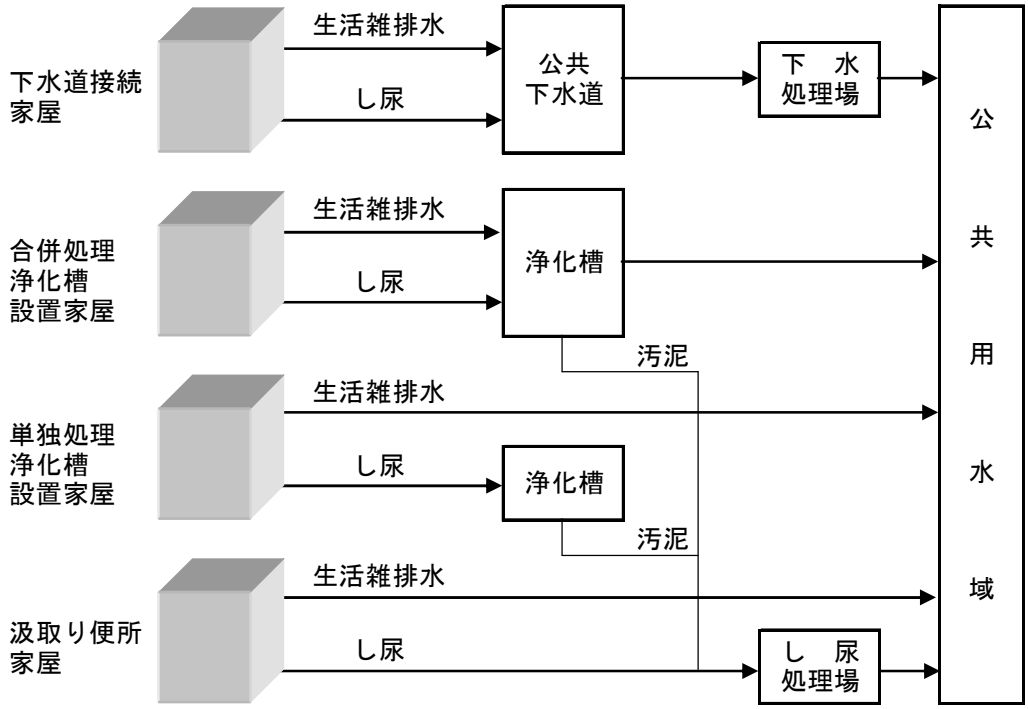

図1　生活排水の処理フロー

（４）し尿及び浄化槽汚泥の処理体系

し尿及び浄化槽汚泥の処理フローは次のとおり。

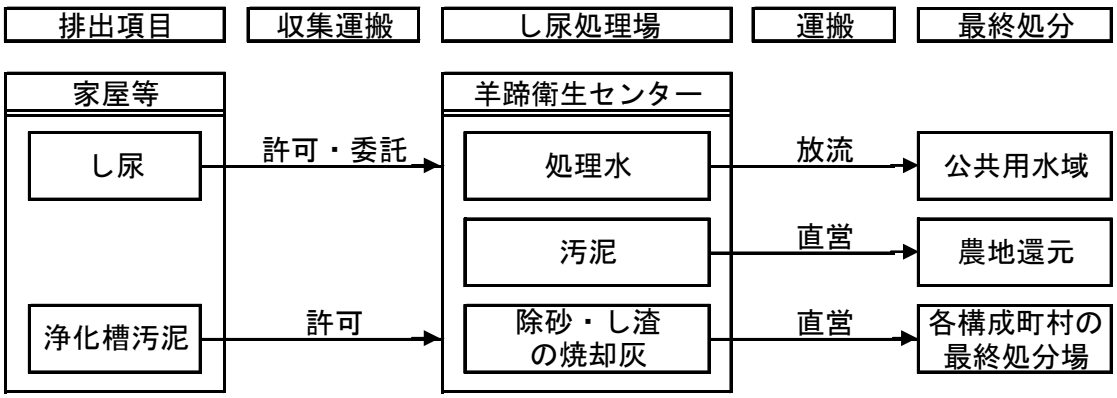

図2　し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

（５）し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

（単位：ｷﾛﾘｯﾄﾙ）

項　　目	令和７年度 実　　績	令和８年度 見　　込
し尿及び浄化槽汚泥	480	475

（６）し尿処理施設の概要

１）事業主体　　羊蹄山麓環境衛生組合

２）施設名称　　羊蹄衛生センター

３）所 在 地　　虻田郡倶知安町字比羅夫266番地３

４）敷地面積　　１２，７８９．４２㎡

５）施設規模　　７５ｔ/日

６）竣　　工　　昭和４４年１１月

７）処理方式　　一次処理：加湿式二段消化法、　二次処理：標準活性汚泥法

８）構成町村　　倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町